

都内にお住いの保護者の皆様

**令和2年度私立高等学校等 授業料軽減助成金・奨学給付金 「特別申請受付のお知らせ」**

この制度は、私立高等学校等に通学する生徒の保護者の皆様に、その経済的負担を軽減することを目的として、授業料や教育費の一部を軽減するものです。

今年度の受付は令和2年7月31日をもちまして終了いたしました。下記のとおり特別申請の受付をいたしますので、お知らせします。

記

1 対象者

財団ホームページまたは6月に各学校に配布しました「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」に記載してあります住所等の要件を満たし、以下の(1)(2)のいずれかの条件に該当する方です。なお、令和2年夏の通常の申請で上限額まで受給した方は申請できません。

- (1) 通常の申請期間終了後に住民税の減免等により対象となった方  
(やむを得ない事情により申請できなかった方を含みます。)
- (2) 授業料軽減助成金において、授業料の滞納などにより、通常の申請時に助成区分の限度額に満たない額の軽減又は不交付の決定を受けた方

2 軽減・給付額

授業料軽減助成金(年額) 5万9,400円～34万2,200円※

※国の助成である就学支援金と授業料軽減助成金を合わせて461,000円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料を上限に軽減されます。世帯区分は、区市町村民税課税標準額等に基づいて審査します。

奨学給付金(年額) 3万8,100円～13万8,000円※

※世帯区分や世帯の構成員の状況によって給付額が異なります。

※令和2年1月1日から同年12月31日までに家計が急変した世帯も対象となります。また、新たに私立高等学校(専攻科。ただし特別支援学校の専攻科を除く)が給付対象となります(年額38,100円)。詳細は財団ホームページにてご確認ください(6月に各学校に配布した「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」には記載がございませんのでご注意ください)。

3 申請方法

申請書と必要書類を合わせて、特定記録郵便でご郵送ください。

申請書は在学にお問合わせいただくか、財団ホームページからダウンロードできます。

4 申請期間及び申請先

郵送申請受付期間	郵送先
<p><b>令和3年1月4日(月)</b></p> <p><b>～8日(金)</b></p> <p>※消印有効</p> <p>※「特定記録郵便」でお出してください。</p>	<p>〒162-8799</p> <p>牛込郵便局留</p> <p>(公財)東京都私学財団 2階 行</p> <p>☆ 切り取って「宛名ラベル」として、封筒に貼ってご利用下さい。</p>

(キリトリ)

5 注意事項

- (1) 対象者や申請に必要な書類の詳細は、財団ホームページまたは令和2年6月に各学校に配布した「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」で必ず確認してください。
- (2) 添付書類の住民票はマイナンバーの記載のないものをご提出ください。
- (3) 上記申請期間外には受付できませんので、必ず申請期間内にご申請ください。

6 お問合せ先

(公財)東京都私学財団 授業料軽減助成金・奨学給付金担当

電話 03(5206)7925 <直通・テレフォンガイド>

HP   <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>